

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 第2回美里町文化財保護委員会
- 2 開催日時 平成27年2月18日(水)10時15分から午後0時15分まで
- 3 開催場所 美里町南郷庁舎2階 201会議室
- 4 会議に出席した者
 - (1) 委員 佐藤憲一、扇明美、河野真人、佐藤礼志、曾根昭夫
 - (2) 事務局 渋谷教育総務課長、末永補佐、倉橋主査、岩淵技師
 - (3) その他 なし
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 0
- 8 会議資料 別添のとおり
- 9 会議の概要
 - 必要に応じて次の事項を記載する。
 - ・意見等の概要
 - ・発言者氏名及び発言内容の詳細な記録
 - ・今後の対応

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 27 年 2 月 28 日

委 員 _____ 印

委 員 _____ 印

9 会議概要

以下のとおり

(1) 開 会

(午前10時15分) 司会 末永課長補佐

(2) あいさつ

佐藤委員長あいさつ

お忙しいところお集まりいただき感謝申し上げます。本日は前回から引き続き指定候補や文化財関連冊子などが議題である。活発なご意見を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長あいさつ

1月号広報にてお知らせさせていただいたが、宮城県理美容学校が廃校になったのを受け、昨年12月に校舎と敷地を購入し、その教室の活用策として、公文書・災害物資の保管に加え、文化財も保管・展示したいと考えている。これまで分散して展示していたが、1か所に集中して展示できるようになるのではないかと考えている。これまで以上に児童生徒が、そして町民の方が文化財に触れる機会が増え、興味関心も深まると思っている。今日は3点について協議いただくことになっている。なにとぞよろしくお願いしたい。

(3) 協 議

委員長

それではさっそく協議に入る。

事務局説明願う。

事務局

資料に掲載せずに申し訳ない。協議の前に、会議録書名委員の氏名をお願いする。前は栗野委員と扇委員だった。

委員長

それでは順番なので、佐藤委員と曾根委員をお願いする。

事務局

感謝申し上げます。それでは新規文化財候補について説明申し上げます。まず初めに槻ノ木について申し上げます。指定についての理解を求めるため、先日改めて渋谷課長、末永補佐とともに所有者を訪問した。担当から一步踏み込んだところで話をしてきたが、残念ながら現状が変わることはなかった。樹木だけではなく、土地も含めてと改めて催促されたところであった。これからは土地の買上げや寄付も視野に入れ、どのような方法があるのかを模索していきたいと考える。予算の面からもどういった補助メニューがあるのかなど、改めて広く検討していきたいと考える。

一方、年1件の指定という流れを止めずに、積極的な文化財保護を推進していくために、公で所有している文化遺産を先に指定することで、民間所有の文化遺産の指定に向けた環境整備を行っていきたいと考えている。

事務局

資料に基づき説明。

委員長 いま3件の説明があったが、何かないか。

佐藤 これはどこにあるものか。小牛田コミュニティセンターの前にあると聞くが、どのようにして行けばよいのか。

事務局 さるびあ館前の信号のある交差点を北に行った左手側である。応安の板碑は確かに県内で一番大きな板碑である。従来は県内では一番大きいものだといわれてきたが、私も関係した仙台市史の編纂時に専門家が板碑を調査した結果、高さ的には県内2番目といわれるようになった経過がある。ただ書いてある内容や文字が非常に豊富で素晴らしい。どういう目的でこの板碑が立てられたのかわかる。幅もかなり立派なものである。

佐藤 それは素晴らしいものである。さっそく確認したい。

扇 私も今回改めて指定に推薦すべく、勉強してみた。牛飼でも特に中世の小牛田の歴史に関わってくる重要な遺物である。ただし今後は風化対策を充実させてほしいと思う。指定を受けられるのであれば、雨風などを凌げるものを設置してほしいと考える。

委員長 これは本当に町の所有で間違いはないのか。

事務局 「間違いなし」と言い切れるほどの確認は行っていない。「ほぼ間違いなろう」という状態である。今後は指定に向けて改めて詳細を確認していきたい。

委員長 現場に立派な解説板がついていてよろしいが、元来あそこにあったものではないことも記されている。板碑はその存在ももちろん大事だが、どこに立っていたのかも非常に重要である。動く前の場所、八幡の鈴木さんのお宅と聞くが、それも確認しておく必要がある。本来は卒塔婆なので、どこにでも立てるものではなく、ふさわしい場所に立てたはずである。そこに立ててこそ、一番意味があるのだが、いつの時期にか移動されてしまっている。

事務局 簡単に確認できるだけでも2度ほど移されているようである。いつ、どこからどこに動かしたのかは、地元の人たちに確認しておきたい。

委員長 板碑そのものに加え、どこにあったのかをきちんと押さえておいてほしい。指定するに当たっては、今の解説板だけではなく、もっと詳しく確認しておいてほしい。何かいわれがあると思うから。八幡の人たちに聞けば、まだわかると思う。大体、お寺とか墓地とか大きな屋敷があったところに置かれるもの。ずっと管理してきた町のものであると考えられるが併せて所有者も確認しておくように。美里町に限らず中世の資料はない。特に書いたものがないため、石に刻んだ文字である板碑が資料として一番である。候補としては問題ないのでもう少し詰めてほしい。指定としては遅すぎるくらいである。県指定でも問題

ないくらいなので、まずは町指定にしておかなければならない。

委員長 お不動様の枝垂桜について何かないか。

河野 あの桜はものすごく大きいし、火事で焼けた部分もあり、それにも負けず頑張っている。痛んだ部分が虫に食われているが、他は元気に残っている。

佐藤 樹齢は何年くらいなのか。

河野 正確には伐採せねばわからないが、100年は確実に超えている。桜としては老木に入るはず。200年経っていても不思議はない。

委員長 不動堂史跡公園が国の土地である経緯は判明しているのか。

事務局 おおよその言い伝え程度しか解っていない。

委員長 木に対する国の所有権の問題もある。土地の経緯と併せて、指定のことも伝えて確認する方が良い。その後の維持管理にも影響が出てくるので、早めに確認するのが重要である。河野先生から見ていかがか。

河野 それはもう指定するに十分に足る魅力的な樹木です。できれば勉強会なども開催し、現地で詳細を知る機会を設けるのも大切です。

事務局 承知した。確認しておく。

委員長 遺跡の出土遺物については、いかがか。

町の条例では、「町内に存するもの」だけが対象となっていることから、町内にないものについては、指定の対象にならないので無理である。よって素山貝塚の遺物などは、指定することは条例上できない。

山前遺跡の方は、多賀城の歴史博物館に保管されているとあるが、これの所有権はどうなっているのか。

事務局 本来であれば調査の後に、引き受けの届出を県に出すのが通例であるが、当時そのような事がなされた記録がない。県職員とのざっくばらんな話の中では町でしかるべき保存施設が整備されたのなら、ぜひ手続きを執った上で、引き揚げてほしいとの話を受けたことがある。

委員長 県としても所有権は原則として町で持つべきとの認識があるとのこと
で良いか。

事務局 本来の調査の流れからは、遺失物法に基づき警察に届けた後は、県による文化財認定がなされた時点で県に所有権が発生するが、6カ月間経過後はしかるべき手続きを執ることによって、町に所有権が移る。

委員長 いずれ町に戻ってくるというのであれば、町の文化財の指定候補としてこの場で審議するのは問題無いが、現実に所有権がまだなく、物も先方で持っているものは、この場で審議する対象にはならないと思う。

事務局 山前の遺物については、県博物館にあるものは遺物全体の一部である。多くのものは町にあり、それも含めて指定できないかと考えている。

委員長 山前は国の指定の史跡である。いわば重要文化財クラスである。そう

すると遺物を改めて町の指定にするという意味はどこにあるのか。

事務局 国の指定では、埋蔵文化財として現在地中に保存されている部分の山前遺跡を指すものと認識している。一方、出土遺物については、現在は宅地化されている、過去に山前遺跡であった場所から出土している為、出土遺物は単体として指定されているものではないと考えていた。他の国史跡を有する市町に確認しながら、指定できればと考えた。

委員長 私は一体のものと考えていた。山前遺跡から出てきた遺物は、遺跡本体と関連する一連のものとして史跡とされている。国で指定されるくらいの遺跡から出てきた遺物なんだと考えれば、既に国が貴重であるとお墨付きを与えているものなのだから、あえて格が下になるような町指定にする必要があるのか。他にそういう例があるなら考えても良いと思うが、わざわざ別にする必要があるのかと考える。

事務局 確認しながら、改めて検討していきたい。

委員長 候補として果たして相応しいのかという場所から検討してほしい。町でできるものではないという部分では、最初からなにをかいわんやという状態である。もっと町で指定しやすい、確認する必要もないものも候補としてあるわけですから、指定の価値のあるものはどんどんやっていったほうが良い。

事務局 感謝申し上げます。

委員長 それでは、協議事項の である、文化財関連冊子について事務局説明願う。

事務局 資料に基づき説明。

委員長 予算要求などはどうなるのか。

事務局 平成 28 年度予算要求時に求めていく予定である。

曾 根 どのような手順ですかであるが、候補についてはどのように決定するつもりなのか。

事務局 今回提示した候補に追加したものを配布させていただき、そのリストから選んでいくようにしたい。

曾 根 新たに差し込んだリストを提示するという事でよいか。

事務局 リスト並びにこれまで発行された冊子の写しもお渡しする予定である。文化財の観点から掲載する場合の基準のようなものはあるのか。リストアップした基準はなにかあるのか。

事務局 これまでの冊子に掲載されたものと、私が役場に入ってから仕事として携わったもの、比較的古いものとして地域で文化財的な認識を受けているもの、登録文化財同様 50 年程度が経過したものなどを選定してきたが、今回のご指摘を受け基準については明文化しておきたい。大よそ 100 年が経過していれば、何の問題もないと考える。

河野 天然記念物関係も是非掲載してほしい。町を歩く楽しみも増える。
委員長 こうした冊子は各自治体で作成している。作る目的をきちんと明確に
しておくことが重要。だれにどのように利用して貰う為に作るのかと
いう点を押さえてほしい。それによってできれば利用者の意見も反映
されるようなものを作るべき。その方法とか手段も改めて検討してほ
しい。文化財保護委員会だけで作るのではなく、もっと様々な方の意
見を聞くのも良いのではないか。また他の市町村のパンフレットを取
り寄せるなどして是非参考に工夫してほしい。写真やイラストはでき
るだけ入れ、予算とも絡むと思うがフルカラーで進めてほしい。紹介
されれば現地に訪問する方が増えるので、現地の環境整備にも責任が
生じる事も忘れてはならない。解説板の整備も併せて進めてほしい。
作成の趣旨を考えると、様々な方からの意見を聞きながら作ってほし
い。観光に携わる方、学校の先生方などが当たる。

河野 せっかくなので自然の魅力も掲載してほしい。鮭の遡上や生き物の生
息部、天然記念物である渡り鳥なども紹介することによって、美里町
の魅力をPRすることができると思うので、是非ご一考頂きたい。

委員長 用途別に分けて作っても良いし、MAPみたいなものもあっても良い。
しかし一度には無理だと思うので、中長期的な計画の中で作成でき
よう努めてほしい。この場に観光、学校関係の方を呼んで話を聞いて
もいいと思う。自治会などでも勉強会が行われているようだ。色々
聞いてみて、良いものを作っていきたいと考える。人選については事
務局にお任せするので、早いうちに意見を聞けるようにしてほしい。

事務局 様々な方の意見を取り込めるよう努力したい。

委員長 それでは、協議事項の について事務局説明願う。

事務局 資料に基づき説明。

委員長 これは非常に喜ばしいことである。是非早め早めに行動を取って進め
て行ってほしい。課長さんにもお願いしておきたいが、こういう施設
はどこの部署でも使いたがる。最後は奪い合いになるから、文化財は
先行して「これこれこういうものに使いたいからこのスペースが必要
だ」というのを早くに打ち出して行動してほしい。担当者だけでは動
ききれないので、是非教育委員会全体として早めに確保してほしい。
併せて公文書館の設置については、市町村レベルでは県内では無いの
で非常に先進的な取り組みであり、是非実現してほしいと思う。公文書
の管理は国を挙げて取り組んでいるので、市町村単位でやるのは非常
に画期的かつ最先端なものになる。ぜひ実現してほしい。公文書と文
化財は非常に関係が深く、保存年限が過ぎれば文化財的価値を有する
ものが出てくるので、ぜひ公文書館も実現してほしい。

委員長 展示スペースは今までほとんど無かった。しかし後藤家から寄贈された有名な槍があるが、非常に状態が悪い。寄贈者に対して町として大事にしているとは見えない状況になっており、もっと適正に管理すべき。町としての文化財に対する姿勢が問われることから、きちんと整理してほしい。

事務局 大変申し訳ない。早めに対応する。

委員長 きちんと管理すれば続いていく。状態が悪ければ寄贈に繋がらないので、適切な管理が必要である。また朱槍は文化財候補でもあるので、この機会に指定も踏まえて、検討してほしい。

扇 今回持ってきていただいた古文書は、どのように公開されていくつもりなのか。また閲覧は可能なのか。

事務局 おおよそどのようなものがあるかの把握はできたが、公開するまでの整備は完了していない。資料の存在について紹介することはできるが、まだすぐ「どうぞご覧ください」という状況ではないと考える。保管、活用についても今後の検討が必要である。

委員長 これは非常に重要な問題で、公文書館との関係がでてくる。これは町のものであり、文化財とかの問題ではなく、町がこういう資料をどのように整理、保存し、開示していくかという点について、町が問われる。公文書館は保管するだけでは無くて、どのように閲覧に供するかという方針を定めているのが公文書法であるから、全国的にそれに基づいてやっている。町もそれを受けて決めなければならない。今回用意いただいた資料も、戦時中の個人情報といえる。町のものであるのだから開示するにあたってどういう形で、手続きや利用の形を整えるかは非常に重要な問題であり、町で決めなければならない。個人情報保護法などとも調整が必要となる。文化財だけではできない。開示するためのルール作りを急いでほしい。

河野 いまさら捨てるなんてありえない。ぜひともルールを皆さんで考えていただいて、是非残して行ってほしい。

委員長 このような資料が残っていることは非常に珍しい。戦後処理や戦後の合併後に失われてきた。非常に重要だが、公文書として考えるか、歴史資料として考えるかも大きな問題である。そこは町の方針であるのでよくよく検討してほしい。先の旧理美容学校の施設で、公文書も歴史資料も、両方扱うというのは非常に望ましいことだと思う。

事務局 初めての取組となるので、十分注意しながら保存活用に向けて協議を進めていきたい。

委員長 県の公文書館から話を聞くのも重要だ。是非頑張ってもらいたい。

扇 県立図書館の2階に移ったはず。確認してほしい。

委員長 他に無いか。無ければこれで終わりとする。
事務局 では、これをもちまして平成26年度第2回文化財保護委員会を終了
する。感謝申し上げます。

(6) 閉 会 (午後0時15分)